

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年12月22日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「令和7年10月16日受付の住民監査請求書の写し」「を添付して、この内容について改めて、」「審議の遣り直しを請求します」と述べています。

しかし、東京地方裁判所昭和52年4月26日判決は、「監査委員が住民監査請求を不適法として却下した処分取消しを求める趣旨を含むと解する余地があ」「るとしても、住民監査請求を不適法として却下する監査委員の応答は住民訴訟の対象事項たる地方公共団体の執行機関等の財務会計上の行為には該当しない」と判示しています。

したがって、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を摘示したものとは認められません。

なお、令和7年10月16日受付住民監査請求に対する監査委員の判断は、「住民監査請求に基づく監査について（通知）」（令和7年11月18日監監第712号）に示したとおりです。

また、本件請求において請求人は、「市が解決を怠れば、私の土地財産に損害を被ることは必至」「私の土地財産が横浜市に、違法に取られることが、どうしても納得できません」と述べていますが、法第242条に規定する住民監査請求は、違法な財務会計上の行為等を防止、是正する等により地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とする制度であり、

（裏面あり）

個人の権利利益を保護するためのものではないことは「住民監査請求に基づく監査について（通知）」（令和7年7月15日監監第402号）のとおりです。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

請求人は、平成30年度から10回を超える同趣旨の住民監査請求を提出していますが、請求人の主張は、住民監査請求により解決できるものではないため、他の方法を御検討ください。

なお、請求人は、これまでの監査委員からの通知が不当であると主張し、請求内容は、過去に提出した住民監査請求書のとおりであるとして審議のやり直しを求めています。監査委員の決定に不服がある場合には、当該住民監査請求に係る違法な行為又は怠る事実について、通知があった日から30日以内に住民訴訟を提起することができることを申し添えます。